

姫路市行政手続のオンライン化支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

姫 路 市

1 募集の概要

本市においては「姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」実施計画」や「第2期姫路市官民データ活用推進計画（令和5年3月策定）」などにより、令和7年度末までに、原則、すべての行政手続をオンライン化する方針を定めており、行政手続のオンライン化をスマート自治体の推進における最優先事項として位置づけ、推進している。

今般、条例に基づく行政手続を対象とした「姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第76号）」及び同条例施行規則（平成17年規則第86号）について、行政手続のオンライン化の実現に必要な事項を定めるなど所要の改正を行い行政手続のオンライン化の取組のさらなる促進を図っている。

本業務は、本市の行政手続のオンライン化に向けた全庁的な取り組みをサポートすることで、市民や事業者等の利便性を向上させるとともに、多様化・複雑化する行政サービスへの対応や行政運営の簡素化・効率化による職員負担の軽減を図ることを目的としている。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「コンピュータ・情報処理関連業務」の業種及び「システム開発・運用」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 令和2年4月1日以後に、以下のいずれかの業務を3か月以上継続して履行した実績を有していること。

ア 各種手続のオンライン化に係る電子的なインターフェイス（入力画面）の作成

イ アに係るシステムの操作支援業務

ウ アに係るシステムの運用保守業務

※ 当該業務が公告日時点で3か月以上継続していれば履行継続中でも差し支えない。

※ 当該実績は、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）に限らず、民間企業等が発注したものも含む。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室庁内DX担当（以下、「デジタル戦略室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2395

FAX (079) 221-2161

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）7月24日から 令和7年（2025年）10月1日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年7月24日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年8月6日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年8月8日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年8月22日

5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年8月26日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年9月3日
7	提案内容のヒアリング回答	令和7年9月17日
8	契約候補者の特定及び通知	令和7年9月19日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年10月1日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1-1）

(イ) 業務実績調書（様式1-2）

(ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）

(エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

(オ) 関連企業申告書（様式1-3）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）7月24日から 令和7年（2025年）8月6日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	デジタル戦略室 （参加表明者は、姫路市公式ウェブサイトに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 掲載ページ： https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031319.html （以下、「掲載ページ」という。）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年8月4日午前9時から同月6日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年8月8日までに参加資格確認通知書を電子メールにより発送することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年8月22日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

go_go_digital@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年8月22日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年8月26日午後1時から

イ 回答方法

回答は、掲載ページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、掲載ページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

掲載ページに掲載する「姫路市行政手続のオンライン化支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

ウ 持参の際は、デジタル戦略室へ事前に連絡し、提出日時を調整の上、提出すること。

エ 提案書類一式のうち正本は、電子データでも提出すること。

オ 提案書類一式のうち正本を電子データで提出するにあたっては、5MB以上の電子データを本市が電子メールにて受領することができないため、こちらからアップロードサイトを案内するので申し出ること。

カ 電子データを電子メールにて提出した場合は、提出した旨、電話にて担当者へ一報を入れ、受け取りの確認をとること。

(4) 提出場所

デジタル戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年9月1日午前9時から同月3日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

8 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料について、本市において疑義があると判断した場合は、ヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングは、電子メールでの質疑応答とする

(2) 提案書受付後、令和7年9月11日までに本市よりヒアリング内容を通知する。提案者は、令和7年9月17日午後4時までに回答するものとする。

(3) ヒアリングでは、補完的な資料の提出は認めない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第7項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市行政手続のオンライン化支援業務委託審査委員会において実施する。

ウ 姫路市行政手続のオンライン化支援業務委託審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

オ 提案Bに関する評価点について、その他の評価項目を除く評価項目について各委員の評価点の平均点が満点（500点）の5割（250点）未満である場合は失格とする。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
提案書A	提案概要	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書を踏まえた上で、効果的なプロジェクト体制となっているか。 要求水準書を踏まえた上で、効果的なスケジュールとなっているか。 	20点	100点
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日以後に、以下のいずれかの業務を3か月以上継続して履行した実績を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各種手続のオンライン化に係る電子的なインターフェイス（入力画面）の作成 イ アに係るシステムの操作支援業務 ウ アに係るシステムの運用保守業務 ※ 当該業務が公告日時点で3か月以上継続していれば履行継続中でも差し支えない。 ※ 当該実績は、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）に限らず、民間企業等が発注したのも含む。 ※ 業務実績は参加表明手続において提 	60点	

評価項目		評価基準	配点	得点
		出したものをあらためて提出してもよい。 ※ 業務実績の件数は合計15件までとする。		
	成果物	・ 成果物は本市が容易に理解できるようにまとめられ、明確に記載されているか。	20点	
提案書B	提案概要	・ 本業務の課題及び課題解決等についての認識が妥当か。 ・ 本市の「姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」実施計画」や「第2期姫路市官民データ活用推進計画（令和5年3月策定）」を踏まえ、業務内容を正しく理解しているか。	50点	500点
	行政手続のオンライン化支援業務	・ 効果的な「行政手続のオンライン化に取り組む本市職員への伴走型支援」に係る提案内容となっているか。	200点	
		・ 効果的な「オンライン化ツールに関する本市職員向けのヘルプデスク」に係る提案内容となっているか。	100点	
		・ 効果的な「オンライン申請フォームの移行支援」に係る提案内容となっているか。	100点	
	その他	・ 効果的な追加提案があるか。	50点	

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.75
C	要求水準を満たしている	各項目の配点×0.50
D	要求水準に少し足りない	各項目の配点×0.25
E	要求水準をまったく満たしていない	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第7項第1号に定める提案資料の様式4に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は100点とし、以下の算出式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{事業費（受託希望金額）} \div \text{提案上限金額}) \times 100 \text{点}$$

※ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案書Aに関する評価点（100点満点）、提案書Bに関する各委員の評価点の平均点（500点満点）及び事業費に関する評価点（100点満点）の合計により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年9月19日に行う。特定された契約候補者への連絡は、電子メールにより通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年9月26日午後4時までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年10月1日を目途に掲載ページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第420号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙1とおおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。